

公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の定年の特例に関する規程

平成22年 4 月 1 日

法人規程第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人金沢美術工芸大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）

第20条第 2 項の規定に基づき、教職員の定年の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職の特例)

第 2 条 理事長は、就業規則第20条第 1 項の規定により定年に達した教職員が同規則第18条第 2 号の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該教職員に係る同号に規定する日（以下「定年退職日」という。）の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、当該教職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、公立大学法人金沢美術工芸大学職員の定年等に関する規程（以下「職員定年等規程」という。）第 5 条各項の規定により異動期間（職員定年等規程第 4 条に規定する異動期間をいう。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（職員定年等規程第 3 条に規定する職をいう。）を占めている職員については、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該教職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該教職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別な事情があるため、当該教職員の退職により職務の運営に著しい支障が生ずること

2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該教職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

3 理事長は、第 1 項の規定により教職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該教職員の同意を得なければならない。

4 理事長は、第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた教職員及び第 2 項の規定により期限が延長された教職員について、第 1 項の期限又は第 2 項の規定により延長された期限が到来する前に第 1 項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該教職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

(定年延長の申請)

第 3 条 前条第 3 項及び第 4 項に規定する教職員の同意は、それぞれ、定年退職日、勤務延長（前条第 1 項又は第 2 項の規定により教職員を引き続き勤務させることをいう。）の期限の到来の日又は勤務延長の期限を繰り上げようとする日に近接する適切な時期に書面によって得るものと

する。

(勤務延長者の他の職へ異動させる場合)

第4条 理事長は、特別の事情により、第2条第1項の規定により引き続いて勤務している教職員を他の職へ異動させることができる。

(勤務延長等に係る辞令書の交付)

第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、教職員に辞令書を交付しなければならない。

- (1) 勤務延長を行う場合
- (2) 勤務延長務延の期限を延長する場合
- (3) 勤長の期限を繰り上げる場合

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。